

一人ひとりの農業者を応援する

農業者年金

国が支える 安心が大きくなる

担い手積立年金

農業者年金は、**農業者のための**公的な積立年金です。安心して豊かな老後のために、農業者年金の加入をお考えください。

3つの要素を満たせばどなたでも加入できます！

国民年金第1号被保険者
国民年金保険料納付免除者を除く

年間60日以上
農業に従事

20歳以上60歳未満



- ★少子高齢化に強い積立方式の年金です。
- ★終身年金で80歳まで保証つきです。
- ★支払った保険料は全額社会保険料の控除の対象
- ★若年層には手厚い政策支援（国庫補助）



政策支援とは次の3つの要件を満たす方が受けられます。

- ①60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれること
- ②必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること
- ③下記の区分いずれかに該当する人

区分	必要な要件	保険料月額2万円に対する補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定農業者で青色申告者		
3	区分1又は区分2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は後継者		
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たすもので3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで (25歳未満の場合は10年以内) に区分1の者となることを約束した後継者		—

※保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助を差し引いた金額となります。

※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属

※国庫補助分を受給するには、受給するまでに農地等の権利や経営に関する名義を経営承継する必要があります。

詳しくはお問い合わせください 那須町農業委員会事務局 ☎72-6925